## 6 建築物の解体工事の留意事項等

建築物の解体工事にあたり、事業者はあらかじめアスベスト建材の使用有無を調査し、その 箇所を特定する必要があります。建築物の解体工事の留意事項は次のとおりです。

## 建築物の解体工事の留意事項

① **事前調査** アスベストの 使用の有無を調査し、その結果 を記録する

大気汚染防止法 建設リサイクル法

労働安全衛生法(石綿障害予防規則)

② 届出 各種法令に 基づき、必要 な届出を行う

出法令に、必要を行う

- ③飛散防止対策
- ・作業現場の隔離・集じん装置の設置
- ・アスベストを含む建 材等の湿潤化
- ・関係者以外立入禁 止の看板を掲げる ・・・・等々

空欄としておりました。

④ 事後処理 アスベスト廃 棄物を適正に 処理する

事前調査の結果アスベスト建材が使用されていた場合、その種類に応じて、解体工事を施工する者は石綿障害予防規則など法令に基づく届出や工事時の飛散防止対策の実施が義務づけられています。 「〇」とすべきところを、誤って

## 解体工事における規制の概要

規制内容		法令	対象建材(作業)		
			レベル1 吹付け材	レベル2 保温材・被覆 材・断熱材	レベル3 その他の石綿 含有建材
事前手続き	事前調査の実施、掲示	大防法	0	0	0
		石綿則	0	0	0
	事前調査の実施	建設リサイクル法	吹付け石綿等の付着物の有無確認		
	作業計画の作成、周知	石綿則	0	0	0
	工事計画届(14日前までに)	安衛法	〇 (※1耐火/準耐火建築物の除去作業)	_	_
	特定粉じん排出等作業届出書 (14日前までに)	大防法	〇 (除去/封じ込め/囲い込み作業)	〇 (除去/封じ込め/囲い込 み作業)	-
	事前届出の実施 (工事着手7日前までに)	建設リサイクル法	〇 (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、 その他計画届けについて届出書に記載)		
	建築物解体等作業届出 (作業前に)	石綿則	〇 (※1以外の除去作業及び封じ込め、囲い込み)	〇 (除去/封じ込め/囲い込 み作業)	-
	特別教育の実施	石綿則	0	0	0
	石綿作業主任者の選任	石綿則	0	0	0
工事中	解体等作業に関するお知らせの掲示	大防法	0	0	-
		厚労省通達	0	0	0
	作業基準の遵守	大防法	0	0	_
	保護具の着用	石綿則	0	0	0
	建材の湿潤化	石綿則	0	0	0
	隔離等の措置	石綿則	〇 (切断等を伴わない囲い込みの作業を除く)	〇 (切断等を伴わない除去 /囲い込みの作業を除く)	_
	関係者以外立入禁止	石綿則	0	0	0
	作業の記録、保管	石綿則	0	0	0

注:大防法:大気汚染防止法、安衛法:労働安全衛生法、石綿則:石綿障害予防規則, 建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律